

平成17年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成17年6月28日（火曜日）
午後2時32分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

1 議案第37号 美唄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正の件（総務）

2 議案第38号 美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件（総務）

3 議案第39号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件（総務）

4 議案第40号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務）

5 議案第41号 美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件（総務）

6 議案第42号 美唄市字の名称及び区域変更の件（経済建設）

7 議案第43号 契約締結の件（函館線美唄駅構内銀河通こ道橋改築工事）（経済建設）

8 陳情第1号 市道東7条南線道路舗装の改良整備についての陳情（経済建設）

9 議案第36号 美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例制定の件（指定管理者の指定手続等に関する条例審査特別）

第3 議案第44号 美唄市固定資産評価審

査委員会委員選任の件

第4 美唄市農業委員会委員推薦の件

第5 意見書案第4号 30人以下学級実現等教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

第6 意見書案第5号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書

第7 意見書案第6号 ハイヤー・タクシーに関する政策の抜本改正を求める意見書

第8 意見書案第7号 北海道の最低賃金に関する意見書

第9 意見書案第8号 地方議会制度の充実強化に関する意見書

第10 意見書案第9号 道路整備に関する意見書

第11 意見書案第10号 安全優先の立場からJRの安全対策の根本的見直しを求める意見書

第12 意見書案第11号 銀行のカード犯罪に預金者保護のルール確立を求める意見書

第13 意見書案第12号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書

第14 意見書案第13号 北海道経済と道民の生活を悪化させる公務員の「給与構造の見直し（地域給導入）」に反対する意見書

第15 意見書案第14号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

第16 意見書案第15号 住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

第17 市政報告

◎出席議員（20名）

議 長	長 岡 正 勝 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10 番	米 田 良 克 君
11 番	古 関 充 康 君
12 番	矢 部 正 義 君
13 番	谷 村 孝 一 君
14 番	川 本 政 芳 君
15 番	内馬場 克 康 君
16 番	本 郷 幸 治 君
18 番	紫 藤 政 則 君
19 番	荘 司 光 雄 君
21 番	中 西 勇 夫 君

◎欠席議員（2名）

6 番	福 庄 計 夫 君
20 番	林 国 夫 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
助 役	佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長	板 東 知 文 君
市 民 部 長	三 谷 純 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	

安 田 昌 彰 君	
経 済 部 長	酒 巻 進 君
建 設 部 長	藤 井 雄 一 君
水 道 部 長	加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長	
吉 田 讓 君	
消 防 長	佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長	市 川 厚 記 君
総務部総務課総務係長	阿 部 良 雄 君

教育委員会委員長	阿 部 稔 君
教育委員会教育長	村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長	天 野 修 二 君

選挙管理委員会委員長

熊 野 宗 男 君

選挙管理委員会事務局長

大 道 良 裕 君

農業委員会会長	西 舘 隆 志 君
農業委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

監 査 委 員	川 村 英 昭 君
監査事務局長	遠 藤 等 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	谷 津 敬 一 君
次 長	和 田 友 子 君
総 務 係 長	濱 砂 邦 昭 君

午後2時32分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

19番 莊司光雄君

21番 中西勇夫君

を指名いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後4時00分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第37号美唄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正の件ないし順序9、議案第36号美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例制定の件の以上9件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第37号ないし議案第41号の以上5件について、谷村総務委員長。

●総務委員会委員長谷村孝一君（登壇） ただいま議題となりました議案第37号美唄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正の

件、議案第38号美唄市非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件、議案第39号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第40号美唄市火災予防条例の一部改正の件及び議案第41号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件の以上5件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月22日、委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第37号の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

改正の背景は、どこから来ているのかとの質疑に対し、地方公務員法第28条第4項の規定を受けて、条例に特別の定めを規定することによって、自動失職しないようにしようとするものであり、地方公務員法に基づく規程を受けて条例に反映するものであると答弁がありました。

次に、職員組合との協議は十分にされたのかとの質疑に対し、職員組合とは十分に協議を進めて条例提案したとの答弁がありました。

次に、議案第38号の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

退職報償金は、施行令が示す基準と全く同じなのか、独自の支給額の上乗せはあるのか、引き上げは何に基づいているのかとの質疑に対し、施行令と全く同じである。上乗せして支給している自治体もあると承知している、一般職の国家公務員の昇給に準じて引き上げるものであるとの答弁がありました。

法律が改正されたことを受けて、条例を改

正するということだが自治体の主体性でもってできないのか。また、毎年少しずつ引き上げているが、到達目標があって年次計画で引き上げているのかとの質疑に対し、国が示す政令等によって条例を改正するよう通知を受けており、他の自治体も本市と同じようにやっている。団員の処遇改善と団員確保のすそ野を広げるためのものであり、到達目標があって年次計画で行っているのか承知していないとの答弁がありました。

団員が少ないとのことだが、団員数は何名いるのかとの質疑に対し、条例定数285名に対して、現在261名の団員数であるとの答弁がありました。

次に、議案第39号の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

改正により等級が下がり、昨年7月にさかのぼって適用になるとのことだが、不利益不遡及の原則に反しないのかとの質疑に対し、条例公布の日から平成16年7月1日までさかのぼる分については、従前と同様の適用を受ける旨の経過措置を設けているとの答弁がありました。

次に、議案第40号の質疑、答弁の主なものを申し上げます。

燃料電池発電設備とはどういうものなのか、工場や一般家庭で使えるものなのかとの質疑に対し、水素と酸素を化学反応させて直接電気を発生させるものであり、バッテリーのように蓄電させることはできないものである。燃料電池発電設備については、北海道においては事例がないと承知しているとの答弁がありました。

燃料電池発電設備内燃機関を原動力とする

発電設備、少量危険物等地下タンクについて、美唄市内で適用を受ける施設はどのくらいあるのか。また、経過措置が適用されるものはあるのかとの質疑に対し、燃料電池発電設備については、設置されていない。内燃機関を原動力とする発電設備は、峰延に1台設置されているが、経過措置により適用除外となる。少量危険物等地下タンクについては、指定数量以上のものが市内に89施設あるが、新規のものが対象となり、既存のものは適用にならないとの答弁がありました。

次に、議案第41号については、特に質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第37号ないし議案第41号の以上5件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第42号ないし陳情第1号の以上3件について、米田経済建設委員長。

●経済建設委員会委員長米田良克君 ただいま議題となりました議案第42号美唄市字の名称及び区域変更の件、議案第43号契約締結の件（函館線美唄駅構内銀河通こ道橋改築工事）、陳情第1号市道東7条南線道路舗装の改良整備についての陳情の件の以上3件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月22日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第42号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

複数の字の名でだめな理由はとの質疑に対し、字の名称、区域の変更に換地処分が伴っている、整備事業の中で一番大きなのは水田の区画を変更し、1ヘクタールの水田をつくることで整備している。その中に字が3つに区分されると権利書が3つになる、それを少ない権利の数にするということがねらいであるとの答弁。

土地改良法で複数の字名が1つになるが、個人が登記簿変更する必要があるかとの質疑に対し、光栄北の全地区を調査し、換地処分後台帳閉鎖し、その後新しい地番を設定する。これは、道の事業として行うとの答弁。

新しい字名を開発原野とした理由はとの質疑に対し、道から市に委託され、道や法務局、現地の換地委員会と協議、この地域の86%が開発原野の名だったので、これを新しい字名としたとの答弁。

現在の農地の状態を開発原野と呼ぶのはいかがなものか、他の希望の名称をつけることは可能かとの質疑に対し、換地事業の始まる前に協議をすれば可能との答弁。

次に、議案第43号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

この事業のそれぞれの内容について、設計金額、設計単価の詳細はとの質疑に対し、細かくは公開されていないとの答弁。

どんな工事内容かとの質疑に対し、函体推進に伴う現在設置されている函型ルーフの搬出、委託費の項目としては函体推進準備工、函体推進工、工事付帯軌道整備工が工事費で、それに管理費と消費税であるとの答弁。

これは、市の委託工事だ、ところが受けるＪＲが費用計算して、この金額で委託してく

れという、このＪＲの体質は国鉄時代からの特権意識で民営とは思えない、工事の中身について何も言えないのかとの質疑に対し、北海道とＪＲとでは事務手続きの透明性を上げるための協議や国においては会計監査を行っているとの答弁。

工事の検定、検収はだれがやるかとの質疑に対し、まず受託者であるＪＲ側において検査等を行い、その後でき上がったものに対し、書類等見て市の方で検査、確認するとの答弁。

区画整理事業会計は何年に閉じるかとの質疑に対し、19年度末との答弁。

起債等含めた特別会計が一般会計に移るとき、地方債全体で幾ら一般会計に移管するかとの質疑に対し、現在までの市債と19年度までのものとで約45億円との答弁。

交付税に算入されていく構図がいま大幅に変わっていく状況の中で、財政支援は期待できない、一般会計全体として150億円ぐらいの負債で45億円の新たな負担は一般会計にはすさまじい数字だ、区画整理事業からの収入もゼロである。美唄市の東西を結ぶ地上部分、地下部分は、市の百年の大計として計画したが、一般会計での事業なら現在の財政状況ではあきらめるなどの議論になるはずだとの質疑があり、事業費は市の事情を説明して工事費を下げられないか交渉するが、ＪＲ側が施工するので、かかるものはかかると言われると受けざるを得ない。ただ、事業をやっていく中で多少の設計変更部分が出てくるので、全体事業費にも反映されるため、当初お知らせした事業費よりも上がる現実があるとの答弁。

区画整理事業総契約額と見通しについて質

疑があり、平成15年3月時点において、銀河通、末広東通、東2条通等含めた銀河通周辺整備費用は18億5,000万円を予定し、そのうちJR委託については10億2,000万円を見込んでいた。このたびの変更について、銀河通周辺整備費用として21億6,000万円で、約3億1,000万円の増額を計画している。なお、この中のJR委託については、10億3,000万円を予定しているが、雨水の関係で約5,000万円委託費がふえる予定のため、10億8,000万円となり、現在協議中である。区画整理事業の変更については、現在申請中であり、承認され次第決定されとの答弁。

次に、陳情第1号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

道路の損傷の問題についての見解、考え方は。福祉ゾーンの道路としてはひどいがとの質疑に対し、工事車両との因果関係についてはわからないが、路盤が入っていない等で亀の子状態になったものと考えている。養護学校、道立リハビリテーションセンター等、福祉施設ゾーンでもあることから、整備の必要性はある。車道だけでなく、歩道の部分も含めて考えていかなければならないとの答弁。

この地域の環境を整え、住民への啓発など、広い視点で共同体的な地域の人づくりも兼ねていかなければならない、そういう視点を持ってゾーン整備、人づくりについて考えていく仕事をすべきではとの質疑に対し、ゾーンの道路整備については関係部署との連携をとりながら、総合的に考えていきたいとの答弁。

結果といたしまして、議案第42号及び議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情第1号は、採択して市長に送付すべきものとし、意見としては願意妥当と決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第36号について、川本指定管理者の指定手続等に関する条例審査特別委員長。

●指定管理者の指定手続等に関する条例審査特別委員長川本政芳君（登壇） ただいま議題となりました議案第36号美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例制定の件について、指定管理者の指定手続等に関する条例審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月23日及び28日の2日間、委員会を招集して審査いたしました。

次に、質疑の主たる点を申し上げます。

来年9月に実施しなければならない内容とその根拠はとの質疑に対し、地方自治法でこの制度導入の経過期間は3年間であり、3年経過後の来年9月からは公の施設は直営か指定管理者に委託のどちらかになるとの答弁。

市がこの改正をどう進めるか、指針はあるかとの質疑に対し、基本方針は5月に制定し、メロディー5月号で簡単に知らせ、市のホームページでも周知を図っているとの答弁。

管理業務の範囲は、公募のための公募要領は、選定基準は、選定委員会を前提にしたものかどうか、委員会の構成はなどの質疑に対し、業務の範囲は各施設で定め、応募要領は今年9月に施設の設置条例の改正の後に定める。選定委員会は施設の設置条例、施行規則

で定め、公平性、透明性を高めるため、市職員と2名の学識経験者で考えているとの答弁。

選定基準には、この制度の導入効果を市の政策目的に資するものとして、労働条件、男女平等、障害者雇用、ISO取得などを考えているかとの質疑に対し、費用対効果、納税者の視点、協働、住民参加の政策目的をより重視する視点から進められるものと理解している。経費節減、自立推進計画では、住民参加の拡充を施設の目的達成に効果的なもの、民間が行った場合、一定程度の経済的効果を市の地域状況を考えると市民参加の視点が制度導入に当たっての政策目的であるとの答弁。

それらは選定基準に明らかにし、条例や規則に明記し、情報は見やすいものにすべきではとの質疑に対し、自治法は直営か指定管理者のどちらかに規定し、市は5月の基本方針で全庁的に作業を進めるとの答弁。

労働条件を考えても相反するものがある、公の施設は市民の福祉増進で、民間業者は利潤追求だ、方法をルール化する必要があるのではとの質疑に対し、選定委員会は学識経験者と庁内からは部長が参加、部長はそれぞれ政策目的を持って参加、各部門の政策化を求める、市民に対しては委員会の結果を公開し、考え方の説明責任を果たすことで対応したいとの答弁。

これは、民間にビジネスチャンスを与えるものだ、市長が選定基準を定めるが、共通の認識で行う必要がある。恣意や情実の入る余地はないはず、条例で定めるならいいがとの質疑に対し、申請手続きは申請資格を有していることを証する書類、管理を行う公の施設の事業計画書、収支計画書、経営状況を説明

する書類、その他市長等が別に定める書類と第4条の選定基準で総合的に判断との答弁。

導入対象施設の内訳は。基本方針をより明確にすべきでは。公募要項及び選考委員会の内容について。選考の基準についての文書化について。行政手続条例についての質疑に対し、指定管理者制度導入の対象施設には、現在67施設を検討している、今後公募、非公募の方法を含め、選考委員会で内容を検討するとともに選定の基準等についても第3条による申請書等を踏まえ、第4条の選定基準を基本とし、不足する事項については規則等で定め、選定していく。行政手続条例については、9月改正したいとの答弁。

指定管理者の業務の範囲について、導入するに当たっての体制及び組織整備について。導入体制及び組織についての質疑に対し、指定管理者の導入に当たっては、地方自治法第24条の公の施設の意義である住民の福祉を増進するという目的を十分踏まえ、適正に対応していく、設置目的を効果的に達成できる業者を選定することが制度の趣旨であることから、選定に当たっては選定委員会において業者からの事業計画書、ヒアリング等十分精査していくこととする。また、導入に当たっては、どういう組織が適当か、今後検討していくとの答弁。

管理の基準についての質疑に対し、管理の基準については、必要に応じ、協定書等で明記していくとともに、選定委員会でも協議していきたいとの答弁がありました。

結果といたしまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただ

きますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長長岡正勝君 これより議案第37号ないし議案第41号の以上5件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号美唄市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正の件ないし議案第41号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件の以上5件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第42号ないし陳情第1号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号美唄市字の名称及び区域変更の件ないし陳情第1号市道東7条南線

道路舗装の改良整備についての陳情の以上3件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第36号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました議案第36号美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例制定の件につきまして、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

政府、総務省は、地方自治法の一部改正を行い、公の施設の管理運営について従来の管理委託制度にかわって指定管理者制度を導入し、これまで直営か政令等で定める公的団体に限定していたものを株式会社などの民間事業者や団体が行うことを可能にしました。これは、90年代の臨調行革による（撃破型の民営化）民間委託攻撃から、まさに特定分野以外はまるごと民営化、民間委託するという今日の構造改革路線を具現化する究極の自治体リストラであり、公務の外部委託の徹底、地方自治体のあり方を変質、解体するものです。地方自治法第244条には、公の施設の設置目的を住民の福祉の増進を明確にうたっています。しかし、この第244条の2項の一部改定による指定管理者制度の導入は、住民の福祉の増進どころか住民サービスの大幅な後退を招くことが強く懸念されます。

また、その施設に働く労働者の労働条件も低下することは避けられません。本市においては、導入対象となる施設は126施設に及びます。その中には、当面直営とする59の施設も含まれますが、これらの施設もいずれは制度導入ということになります。

導入対象となる施設は、保育所、老人ホームなどの福祉施設をはじめ、学童保育、学校給食センターなどの教育施設、市立病院や火葬場まで、まさにゆりかごから墓場まで、市民生活のすべての分野にわたっています。

これまでの議論の中で明らかになったことは、指定管理者制度導入の最大の目的が地方自治法第244条第1項にうたわれている福祉の増進ではなく、施設の経費削減にあること、施設の利用や運営についての住民参加やそこに働く従業員の労働条件をチェックする公的な保障についても、また各施設の管理運営に当たっての基準も極めてあいまいです。地方自治のあり方に重大な影響を及ぼし、住民サービスの大幅な後退が懸念されます。また、公の施設の設置目的である福祉の増進の面から見ても、制度の導入は福祉の増進に相反するものです。

以上申し上げまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第36号美咲市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例制定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第3、議案第44号美咲市固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第44号美咲市固定資産評価審査委員会委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、森川遵一委員が9月1日付をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として新たに小島光穂氏を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第44号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号美咲市固定資産評価審査委員会委員選任の件は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第4、美咲市

農業委員会委員推薦の件を議題といたします。

本件は、7月19日に任期満了となることに伴い、推薦するものであります。

お諮りいたします。

推薦すべき本委員会委員の数を1人とし、その推薦の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

美唄市農業委員会委員に谷村孝一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました谷村孝一君を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました谷村孝一君を美唄市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第5、意見書

案第4号30人以下学級実現等教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書ないし日程の第16、意見書案第15号住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書の以上12件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第4号ないし意見書案第7号の以上4件について、10番米田良克君。

●10番米田良克君。（登壇） ただいま議題となりました意見書案第4号及び意見書案第7号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

30人以下学級実現等教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定め、それを義務教育費国庫負担法で具体化し、長らく機能してきました。また、教育基本法第10条は「教育行政は必要な諸条件の整備確立を行うこと」を定めており、この理念・精神が十分に達成されるよう教育行政の不断の努力が求められます。

政府は1985年以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費を義務教育費国庫負担法の適用除外とし、本年度は中学校教職員給与費の一般財源化を目指し、今国会では退職手当・児童手当の一般財源化が決まるなど、地方自治体へ負担転嫁とそれに伴う教育費の圧縮が深刻になっています。さらに、財務省・総務省は学校事務職員給与費の一般財源化実施を主張、これを契機に義務教育費国庫負担金の全額一般財源化決定も危惧される状況です。

現在政府が検討中の、学校事務職員・栄養職員をはじめとする教職員の給与費国庫負担

適用除外や負担割合の引き下げは、義務教育を支える国と地方の負担割合を損ね、地方の財政を一層逼迫させます。また、深刻な雇用情勢から就学援助受給者や奨学金希望者が増大し、教育費の公費負担が一層求められているにもかかわらず、地方財政の圧迫は保護者負担の増大につながります。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障に不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 学校事務職員・栄養職員を、引き続き義務教育費国庫負担制度の対象職員とすること。
3. 30人以下学級を早期に実現すること。
4. 教科書の無償制度を継続すること。
5. 私学助成の確保及び大幅な増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日

北海道美唄市議会

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書
国内でBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されて以来、政府は米国産の牛肉の輸入を禁止してきましたが、最近になって20ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、米国産牛肉の輸入再開の動きを強めています。

米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっています。更に、道内では新たなBSEの発症が続くなど、依然として市民の不安は解消されていません。

そうした中での全頭検査の見直しや米国産牛肉の輸入再開を認めることはできません。

よって、国においては次の事項について十分配慮するよう強く要望します。

記

1. 米国産牛肉の輸入再開にあたっては、食の安全を第1にするという観点から国産牛肉に講じているものと同等の措置を条件とすること。
 2. 国内のBSE対策については、全頭検査を継続するとともに、各地方自治体で行う全頭検査に対する財政措置を継続すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日

北海道美唄市議会

ハイヤー・タクシーに関する 政策の抜本改正を求める意見書

景気の低迷、人口の減少、自動車の普及により、供給過剰が指摘されていた道内のハイタク業界は、平成14年2月に施行された「改正・道路運送法」により、規制緩和が進み、需給バランスが大きくくずれています。

このため営業収入も大幅な低下となり、売り上げに連動した歩合制となっているハイタク運転者の賃金は、最低賃金を割り込む状態となっています。

その結果、生活を守るため、長時間労働に追い込まれ、労働条件や健康状態は厳しさを増しています。

美唄市内には、3社76台、従業員122名（内運転手109名）で事業を展開していますが、福祉車両の導入や初乗り基本料金の引き下げ等の営業努力にもかかわらず、営業収入の減少は続き、労働者の働く環境は全道レベルに届かない極めて深刻な事態といえます。

ハイク利用者の身体・生命の安全を守り、利用者の要望に応えるためにもハイク運転者の労働・生活が安心安定したものでなければなりません。

よって、行き過ぎた規制緩和を見直し、ハイク産業の秩序ある発展と安全輸送、良質なサービスの確保を図るため、下記の施策を講じるよう強く要望します。

記

1. 供給過剰の実態を改善するためにも、需給調整を進めるための減車を行う制度を創設すること。
 2. 自動車運転労働者の雇用を改善し、福祉の増進を図るための計画策定、労働条件などに関する労働基準を定めた「自動車運転者の雇用改善法（仮称）」を制定すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日

北海道美唄市議会

北海道の最低賃金に関する意見書

最低賃金制度は、不公正な低賃金を社会的に規制するため、「国家が法的強制力を持って賃金の最低限度額を定め、使用者に対して

それ未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度」です。そのため、最低賃金の水準は「生計費保障の原則」を基礎とする「賃金のナショナルミニマム」で、社会的セーフティネットの重要な柱の一つでなければなりません。

しかし、現在の北海道地域の最低賃金は時間給638円となっており、これによって一月に得る金額は、標準世帯の生活保護基準よりも下回るものです。

このような状態は、最低賃金が、労働者の経済的自立を図るセーフティネットとしての役割を果たしておらず、かつ、最低賃金法第1条の「・・・賃金の最低額を保障することにより・・・国民経済の健全な発展に寄与する」ことを目的とした精神にも反するものとなっております。

また昨今の就業形態の多様化により、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等の非正社員労働者が増加しておりますが、これら非正社員の賃金は最低賃金の影響を強く受け、結果的に低賃金労働者層の増加を助長しています。こうした実態のもとで、賃金の底支え機能としての最低賃金制度の果たすべき役割は、一層重要性を増し、十分な機能発揮が求められています。

よって、関係機関におかれましては、平成17年度の北海道地域最低賃金を審議するに当たっては、働く者の生活を安定させ、労働力の質的向上を図り、国民経済の発展に寄与するに相応しい水準を確保するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年 6 月28日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、それぞれ案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第8号について、7番土井敏興君。

●7番土井敏興君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第8号につきまして案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきています。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然であります。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題があります。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定

後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務であります。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自立性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考えます。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年 6 月28日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第9号について、11番古関充康君。

●11番古関充康君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第9号につきまして、案文

を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路整備に関する意見書

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものであります。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだ十分とはいえず、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっています。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題であります。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、特段の配慮がなされるよう強く要望します。

記

- 1 受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

- 2 活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。

- 3 安心・安全な生活の確保や、経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた高速道路の整備を推進し、一日も早い完成に努めるとともに、本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

また、災害に対して、安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築を進めるとともに、橋梁の耐震補強等の対策を推進すること。

- 4 地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金を譲与税化し機械的に配分すると、地方の道路整備に重大な支障が生ずることから、その廃止・移譲は行わないこと。

- 5 美唄市管内における道路整備を推進すること。

(1) 国道12号の整備促進

(2) 開発道路美唄富良野線の整備促進

(3) 美浦大橋の整備促進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第10号ないし意見書案第13号の以上4件について、1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題とな

りました意見書案第10号ないし意見書案第13号につきまして、一括案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

安全優先の立場からＪＲの安全対策の抜本的見直しを求める意見書

死者107人、負傷者450人規模の大惨事を招いたＪＲ西日本の電車脱線事故は、その原因として主に速度超過が指摘されています。その背景には、超過密ダイヤの編成と運転手への定時運転の強制、遅れが出た場合の高速運転の指示など、安全最優先とかけ離れた効率第一、営利優先の経営姿勢があった事が浮き彫りになっています。ＪＲ西日本の責任は厳しく問われなければなりません。

同時に今回の事故の政治的背景に、政府・国土交通省が、安全対策をＪＲまかせにしてきた事があります。

政府・国土交通省は、ＡＴＳを速度対応型にするかどうか、設置場所をどこにするのかの選択を各鉄道事業者にまかせ、列車運行ダイヤの変更も届け出だけにしたのです。

今回のＪＲ西日本の列車自動停止装置（ＡＴＳ）の未設置は、安全投資まで効率優先で遅らせてきた結果です。まさに安全対策に対する政府・国土交通省の無責任体制の結果です。

よって、政府・国土交通省はこの間の安全対策二の次、効率優先の規制緩和政策を抜本的に見直し、ＪＲなど公共交通機関の事業と経営を、国民の人命第一、安全最優先の立場から改善を図るべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日

銀行のカード犯罪に預金者保護のルール確立を求める意見書

全国銀行協会は、キャッシュカードの偽造や、盗難による預金の不正支払いに対し、偽造カードの使用による被害は、本人に重大な過失が無ければ銀行が全額補償し、過失の立証は銀行の責任とする方向で被害補償する方針を示しました。

しかし、被害補償はあくまで銀行の約款の改定で対応しようとするものです。銀行の自主的な対応まかせでは、各銀行や事件によってばらつきがでて、不十分な対応に終わる恐れがあります。被害補償の法的ルール確立が必要です。

すでに、世界の主要国では、カード偽造も盗難・紛失も区別せず補償するルールがあります。盗難・紛失の場合、ドイツ、カナダ、オーストラリアは本人負担はありません。

アメリカ、イギリス、フランスは一定の本人負担だけで補償されます。（アメリカは50ドルー約5,300円）。いずれも重過失がない場合ですが、過失の立証は銀行の責任です。日本でも、クレジットカードは偽造も盗難も補償しており、銀行が補償しない道理はありません。

今必要なのは、カードの偽造と盗難・紛失、通帳盗難などによって被害を受けた預金者を救済する制度の確立です。

よって、銀行が被害を受けた預金者を救済するよう預金者保護の法的ルールを制度化するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出します。

平成17年 6 月28日

北海道美唄市議会

緊急地域雇用創出特別交付金制
度の延長・改善を求める意見書

景気は回復傾向と言われながらも、北海道の景気回復は大きく立ち遅れています。

とりわけ雇用情勢は、リストラの進行によってさらに悪化する危険性が指摘されています。

政府は、平成11年から3年間「緊急地域雇用特別交付金」制度を実施し、平成14年からさらに3年間「緊急地域雇用創出特別交付金」制度として継続しました。

この交付金制度によって、地方自治体が83万人の失業者のさしあたっての就労の場をつくってきたことを見ても、実績と具体的施策効果は明らかであります。しかし、この交付金制度は本年3月末で終了しました。

この交付金制度の実施初年度である平成11年度の全国完全失業率は3%台でありましたが、平成15年度は5.1%に悪化し、平成16年度は若干の改善がみられたものの4.6%と引き続き高い水準であります。そして地域間の格差が大きく、とりわけ北海道は今年1～3月の完全失業率が5.9%と全国でも最も深刻な地域の一つとなっています。

地方財政が大きな困難を抱えているもとで、この交付金制度が終了した事により、地方自治体の雇用・失業対策に重大な影響が生じているばかりでなく、地域経済にも否定的な影響を及ぼす事となります。

よって政府においては、緊急地域雇用創出

特別交付金と同様の制度を平成17年度補正予算もしくは平成18年度予算において復活させ、必要な予算規模を確保するとともに、制度の内容改善を図るよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年 6 月28日

北海道美唄市議会

北海道経済と道民の生活を悪化させる公務員の「給与構造の見直し（地域給導入）」に反対する意見書

人事院は、04年8月に「国家公務員賃金への地域の民間賃金水準の反映」をさせるとし、「給与構造の基本的見直し」を宣言し、05年勧告に向けての作業を進めています。

この「見直し」は、北海道・東北地方を名指しで賃金格差が一番高いとし、その格差の4.77%に合わせ、全国の公務員賃金を5%程度引き下げ、その上で、都市部に「地域手当」を支給するという内容で、最大20%もの地域格差となります。

さらには、「本府省手当」を新設し、機関間格差をも拡大させようとしており、今まで公務員賃金という形で北海道に配分されていた国の予算をより中央に、本省庁に有利に配分するものと言えます。

こうした給与制度の「見直し」は、地域間、機関間、そして、個々の職員間の給与格差を広げ、現場のチームワークを乱すことにつながるものです。

実際に、成果主義賃金が導入された民間企業では、不信や不満が募り、社員の士気と業績も低迷し、見直しをせざるを得ない状況に

追い込まれています。

さらに、国家公務員の賃金が下がれば、地方公務員や教員、独立行政法人の給与水準にも連動し、ひいては不況にあえぐ北海道の地域経済への影響はまぬがれず、「地方切り捨て」の政策とならざるを得ません。

もとより、公務員労働者が地域の住民に安定した公務サービスを提供するためには、安定した給与処遇は不可欠です。

よって下記のとおり要望します。

記

1. 地域間格差を拡大し北海道経済と道民の生活を悪化させる「給与構造の見直し（地域給導入）」を行わない事。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第14号について、9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第14号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところであります。

す。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にあります。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものであります。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよ

う、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第15号について、8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第15号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

住民基本台帳の閲覧制度の 早期見直しを求める意見書

現在、個人情報保護に関する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっています。

しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中であって、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題であります。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたとこ

ろであります。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実であります。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補いきれない課題を生じさせています。住民を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとでは、こうした事態への対応は極めて困難であります。

よって、国・政府に対し、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年6月28日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第4号ないし意見書案第15号の以上12件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号30人以下学級実現等教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書ないし意見書案第15号住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書の以上12件は、原案のとおり決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第17、市政報告に入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇）平成17年第2回市議会定例会会期中における市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

上水道事故について申し上げます。

去る6月23日午前8時50分ごろ、西3条北7丁目において市道側溝整備工事中に水道管を破損する事故が起こり、早期に復旧を行いました。美唄水系のほぼ全域にわたり赤水が発生しました。

このため市といたしましては、市民生活への影響を最小限に食い止めるべく、同日午前10時に水道事故対策本部を設置し、陸上自衛隊美唄駐屯地などの協力を得て給水作業を実施するとともに、赤水解消措置などを行ったところであります。

その結果、翌日の午前8時に水道水が通常の状態に回復したと判断し、水道事故対策本部を解散いたしました。

市民の皆様には、ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

議員協議会においては、施工管理や防止対策などについて、多くの疑問やご指摘がありました。今後原因究明とともに事後処理に当

たっては、調査結果を踏まえ、万全を期してまいります。

以上申し上げまして報告を終わります。

●議長長岡正勝君 市政報告に対する質疑通告集約のため、暫時休憩いたします。

午後5時14分 休憩

午後5時15分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件に対して、別に発言もないようですので、これをもって市政報告を終わります。

●議長長岡正勝君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成17年第2回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後5時15分 閉会